

私たちはDV防止法をこう変えたい！

◆現行 DV 防止法 24条 (教育及び啓発)

国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

●改正 DV 防止法 24条 (教育及び啓発)

国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 (ここに加える)

★学校教育法11条など関連法規ともあわせて

義務教育課程及び高等学校において、DV防止教育が義務として、年間カリキュラムに組み込まれるようにする。

参考

台湾のDV法(2015年改正)

家庭内暴力防止法における一部改正条文

60条

高校以下の学校は、毎年、4時間以上の家庭暴力防止に関する授業を行わなければならない。